

意見募集（パブリックコメント）の実施結果（青少年会館分）

■実施期間：平成26年6月2日（月）から平成26年7月1日（水）まで

■意見の提出者数：19名

■意見の総数及び市の対応概要

対応区分の記号	対 応 区 分	件 数
○	意見の趣旨や考え方が、既に反映されているもの	0件
△	意見の趣旨や考え方について、今後検討をしていくもの	0件
□	意見の趣旨や考え方を検討したが、反映できなかったもの	0件
■	その他（内容確認、要望など）	19件

■意見の概要と市の対応

No.	意 見	対応区分	回 答
1	青少年会館に代わる代替施設を用意してもらえないか。	■	利用団体の方々には体験学習施設を含め、市の施設を紹介する等、個別対応させていただきます。
2	青少年会館の代わりに体験学習施設を使用してもらえないか。	■	No.1と同様
3	体験学習施設は日曜日の午前中は共用使用だが、団体が使用できるよう専用使用にできないか。	■	日曜日等の休日は、子どもたちが自由に使用できるようすべての時間を個人利用しておりますのでご理解ください。また、子どもたちの自由な利用を基本に様々な活動を子ども委員会で検討していきます。
4	市の都合で青少年会館の用途を変更するならば、活動場所について責任をもって提供していただきたい。	■	No.1と同様
5	体験学習施設を日曜日の午前中、団体が使用できるようにできないか。	■	No.3と同様
6	青少年会館に代わる活動場所について責任をもって提供していただきたい。	■	No.1と同様
7	青少年会館を利用している団体は他施設に充当すること。	■	No.1と同様
8	青少年会館の代替施設を確保すること。	■	No.1と同様
9	療育施設の必要性は認めるとしても、他の適地を探してほしい。	■	No.1と同様

10	団体の行き先を市が責任をもって確保していただきたい。	■	No.1 と同様
11	日曜日の午前中、代替施設を用意できないか。	■	No.1 と同様
12	青少年会館にかわる活動場所を提供してほしい。	■	No.1 と同様
13	体験学習施設を日曜日の午前中、団体が使用できるようにできないか。	■	No.3 と同様
14	体験学習施設の体育館を団体で使用できないか。	■	No.3 と同様
15	活動場所について市が責任をもって確保していただきたい。	■	No.1 と同様
16	代替活動場所の使用時間帯を青少年会館と同様にしていただきたい。	■	体験学習施設は、子どもたちが自由に使える施設として、個人使用を原則としております。授業のない平日については、午後 1 時までを貸館としてご利用いただいております。
17	別の代替地を用意してほしい。	■	No.1 と同様
18	別の場所の使用を許可してほしい。	■	No.1 と同様
19	体験学習施設を日曜日の午前中、団体が使用できるようにできないか。	■	No.3 と同様